

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国東市は国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための十分な措置を行ったうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県国東市長

## 公表日

令和6年12月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	国民健康保険税の算定を行う。 具体的には ①他保険への加入・脱退や住基異動による被保険者の資格の確認を行う。 ③賦課額の算定の基礎となる被保険者の所得・資産情報の調査・確認を行う。 ④賦課額の算定を行い、賦課額の通知を行う。また、連合会から送付される特徴情報より、特徴要件を満たした納税義務者に対して、特徴を行う。
③システムの名称	Acrocity、中間サーバー、番号連携サーバー、市町村事務処理標準システム、AWS(ガバメントクラウド)
2. 特定個人情報ファイル名	
個人資格情報、課税情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24.44の項 番号法第9条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 48.49の項 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 48.69,70.71の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課 市民税係
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 市民税係
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[ 1万人以上10万人未満 ] 令和6年12月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[ 500人未満 ] 令和6年12月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[ 発生なし ]

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[ ○ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 関連情報4法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の46の項 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の27,42,45の項	情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の46の項 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の27,42,45の項	事後	
令和5年7月31日	IIしきい値判断項目1対象人数と2取扱者数	令和2年10月1日時点	令和5年7月31日時点	事後	
令和6年12月4日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	Acrocity、中間サーバー、番号連携サーバー、市町村事務処理標準システム	Acrocity、中間サーバー、番号連携サーバー、市町村事務処理標準システム、AWS(ガバメントクラウド)	事前	
令和6年12月4日	I 関連情報3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第16、30項	番号法第9条第1項 別表44の項 番号法第9条第2項	事後	
令和6年12月4日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の46の項 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の27,42,46の項	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 48.49の項 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 48.69,70.71の項	事後	
令和6年12月4日	IIしきい値判断項目1対象人数と3取扱者数	令和5年7月31日時点	令和6年12月2日時点	事後	
令和6年12月4日	IVリスク対策8.人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	評価書様式変更
令和6年12月4日	IVリスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策		[9]従業者に対する教育・啓発] [十分である] 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員等に対し、Web研修等を実施している。受講状況を確認し、すべての職員が受講するように措置をとっている。	事後	評価書様式変更